

【報道提供資料】

PRESS RELEASE



指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

泉南市では、令和8年6月17日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しますのでお知らせします。

1 事業者

- (1) 名称 株式会社ふくはち
(2) 代表者 代表取締役 榎本 重敏（えのもと しげとし）
(3) 所在地 大阪府泉南市信達大苗代765番地

2 事業所

- (1) 名称 ゆめはち
(2) 所在地 大阪府泉南市信達大苗代1292番地
(3) 事業所番号 2715601478
(4) サービス種類 就労継続支援B型（令和6年9月1日指定）

3 指定取消日

令和8年6月30日
（処分通知日：令和8年6月17日）

4 指定を取り消す理由

- (1) 不正の手段により法第29条第1項の指定を受けた。（法第50条第1項第9号）
事業者は、当該事業所（ゆめはち）の新規申請の際に、サービス管理責任者として必要な勤務条件（常勤かつ専従）を満たしていない者を常勤かつ専従のサービス管理責任者として配置すると記載した申請書類を作成し事業所の指定を受けた。
- (2) 訓練等給付費の請求に関して不正があった。（法第50条第1項第6号）
事業者は、本来指定を受けることができないにもかかわらず、不正の手段により指定を受け、請求することのできない訓練等給付費を請求し受領した。

5 事業者に対する経済上の措置（法第8条第2項）

経済上の措置としては不正請求に関する返還額35,061,557円に加え、当該額に百分の四十を乗じて得た額の支払いを求める。

内訳	泉南市	12,222,916円	泉佐野市	46,281円
	阪南市	10,958,282円	田尻町	1,627,898円
	岬町	3,870,076円	堺市	3,586,255円
	岩出市	2,749,849円		

【処分に関する連絡先】

大阪府泉南市 福祉保険部 広域福祉課 障がい事業者担当

TEL:072-493-2023 Mail: koufuku@city.izumisano.lg.jp

【返還額に関する連絡先】

大阪府泉南市 福祉保険部 障害福祉課

TEL:072-483-8252 Mail: kousyou-f@city.sennan.lg.jp